

審 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	令和5年度 第1回益田市空家等対策審議会
開催日時	令和6年1月31日（水） 14:00 ～ 15:30
開催場所	益田市役所分館3階 B会議室
出席者及び欠席者	○出席者 14名 【審議会委員】 8名 室田賢委員・野村勇委員・小野杜彦委員・俵英夫委員・曾田教司委員 岡崎三喜男委員・真野仁委員・西川志摩子委員 【事務局】 6名 建設部 加戸建設部長 建築課 宮川課長・宇津管理係長・西村指導係長・西坂指導主任 連携のまちづくり推進課 岡崎主事 ○欠席者 篠原悦子委員
議題	（1）第2期 益田市空家等対策計画について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
問合せ先	建設部 建築課 電話：0856-31-0668

審議経過

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事事項 （1）第2期 益田市空家等対策計画について
◇事務局から、第2期益田市空家等対策計画の作成について説明を行った。 （※資料「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について」 「第2期益田市空家等対策計画（案）」） ・空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について ・第2期益田市空家等対策計画（案）について 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ 第2章 空家等の状況と課題 第3章 空家等対策の基本的な方針 第4章 空家等対策の基本的施策等 第5章 空家等対策の進行管理

A委員	固定資産税の住宅用地特例の対象について、建物がどのような状態であれば、特例の対象となっているのか。例えば基礎だけ残っていても、住宅用地特定の対象となるのか。
事務局	住宅用地特例の対象については、住宅としてみなせる状態でないと特例の対象とはならないと思われる。基礎だけでは住宅としての機能があるとは言えないため、特例の対象とはならず、通常の宅地の課税になると思われる。
4. その他	
<p>◇次回審議会の日程調整を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議会 令和6年3月22日（金） ・開催時間や場所については、事務局より後日連絡 	
5. 閉会	